

東と弁往來

第12回

宮古島ひまわり基金法律事務所



宮古島ひまわり基金法律事務所のメンバー。右端が寺田弁護士

沖縄弁護士会会員

寺田 明弘 (60期)

平成19年12月弁護士登録、東弁入会。平成21年4月沖縄弁護士会に登録換え。現在、宮古島ひまわり基金法律事務所 所長弁護士として奮闘中。

宮古島ひまわり基金
法律事務所

1. 赴任前の当会での弁護士活動について教えてください。

平成19年12月から約1年3ヶ月間、東弁の都市型公設事務所である東京パブリック法律事務所で鍛錬を積みました。委員会は主に民暴委員会に所属し、委員の方々には大変お世話になりました。沖縄弁護士会でも民暴委員会に所属しており、宮古島市職員に対する不当要求防止責任者講習で講師を務めた際には、東弁で学んだことを参考とさせていただきます。また、法友会(12部)に所属し、平成20年度法友全期会執行部にも加えさせていただきました。法友全期会の方々には毎年宮古島にお越しいただいております。

2. 宮古島に赴任しようと思ったのは何故ですか。

以前からいわゆる司法過疎地での活動に興味を持っていました。本当に弁護士が必要とされている地域で、自分に縁がない別の土地で働くことはとてもやりがいがあると考えていたからです。那覇修習中に、前任の弁護士から沖縄の司法過疎地である宮古島の実情を聞く機会がありました。島民所得が低く、困難事件も多く、経営も厳しくてかなり大変だというお話でしたが、それゆえにやりがいがあると思いました。沖縄が気に入ったこともあり沖縄の司法過疎地に赴任して沖縄の人々の役に立ちたいとの思いで、宮古島への赴任を希望しました。

3. 東京での勤務との違いに苦労された点はありますか。

1つ目は、相手方が本人訴訟となるケースが多い点です。訴訟提起すると相手方に代理人が見つからないことが多く、手続の進行が滞ることがよくあります。ただ、本年9月に法テラス宮古島が開設されたため、今後は解消される見込みです。2つ目は、刑事事件が多い点です。意外に思われることが多いのですが、飲酒からみのトラブルが非常に多く、ほぼ毎日逮捕者が出ているような状況です。常時手持ち事件が7~8件あり、多いときには10件を超えることもありました。重大事件も多く、今年3月には裁判員裁判も経験しました。3つ目は、プライバシーへの配慮がより一層求められる点です。狭い島なので、周囲の目を気にされる方が多く、別の場所に車を止めて来所される方もかなりいらっしゃいます。来所された方同士が顔を合わせないように入口と出口を別にしたり、相談室と待合室の距離を離し、さらに待合室に音楽を流して声が聞こえないようにするなどの配慮をしています。4つ目は、仕事をしている間の密度が濃い点です。早朝に事務所に出ると、夜に帰宅するまで気を抜く暇がなく、東京にいた頃のように裁判所



や弁護士会への移動時間や同僚とのランチといった息抜きになる時間がなかなか取れないということがあります。

4. 離島・沖縄の特有な事情はありますか。

1つ目は、所得が低い方が多い点です。宮古島は所得が低い沖縄県の中でもさらに所得が低く、失業率も高いため生活困窮者が多く、約18%が生活保護受給世帯です。当事務所でも受任事件の8割が扶助を利用していています。2つ目は、利益相反などで相談をお受けできない方の行き場がない点です。那覇への交通手段は飛行機しかなく、離島割引を利用して片道約12,000円かかるため、那覇の弁護士に相談できない方が多いのです。もっとも、この点も法テラス宮古島の開所に伴い解消される見込みです。3つ目は、あまり細かいことを気にしない方が多い点です。これは良いところでもあるのですが、相談や打合せの無断キャンセルが多かったり、アポなしの来所が多かったりします。その他にも、飲酒運転が未だに日常化している、親が子どもに飲酒を勧めるので子どもの飲酒が当たり前になっている、登記をするという思いに至らず、自営業者が確定申告をしていない、自動車の任意保険や建物の火災保険などに加入していないなどということもあります。

5. 宮古島に来て良かったと思ったエピソードを教えてください。

宮古島の方々には本当に温かいです。初めて会ったのに家に遊びに来るように誘われ、帰りにたくさんのお土産をもたせてくれたり、お店で買い物するとおまけをたくさんつけてくれたりすることもありました。また、行きつけのお店では必ずサービスをしてくれますし、お客さんがマグロを一本差し入れてくれたこともありました。

また、宮古島は沖縄でも特に海がきれいなので、見るだけで心が癒されます。珊瑚と魚がたくさんある海で手軽にシュノーケリングやダイビングを楽しめる場所も魅力です。最近はようやく海で泳ぐ時間も取れるようになってきたので、今後は宮古の海を満喫しようと考えています。



6. 宮古島ひまわり基金法律事務所、そしてご自身の弁護士としての展望についてお聞かせ下さい。

法テラス宮古島が開設され、ようやく島内の司法サービスの提供が拡充され始めてきたところです。しかし、十分に提供できているとまでは言えず、行政などの関係機関との連携、ネットワークの構築といった点も不十分です。今後は、東弁時代に学んだノウハウを活かして、ネットワークの構築を図っていきたいと考えています。すでに、県民生活センター宮古分室、沖縄県司法書士会宮古支部と合同で月2回夜間の無料法律相談会を開催したり、最近の観光客増加に伴う暴力団の流入排除のため宮古島警察署の署長や刑事課長と対応策を協議したり、社会福祉協議会の定例会で講話をしたりといったような取り組みを少しずつ始めています。

東弁で弁護士としての基礎を身につけたと自負しております。いつか何らかの形で恩返しができればと考えております。

7. その他

一番の悩みは、業務が多忙なために勉強する時間がないことです。LIBRAは毎号欠かさず読ませていただいておりますが、その中でも特集はコンパクトにまとまっているため、非常に重宝しています。東弁時代にお世話になっていたの方々のお名前を発見するととてもうれしくなります。

東京から2000キロも離れていますが、東弁とのつながりを常を感じながら執務することができるのを本当にうれしく思っております。これもひとえに東弁会員の方々並びに職員の皆様方のおかげであると感謝しております。今後ともよろしくご厚意申し上げます。